

用地課 長
 都市整備課 長
 財政課 長
 管財課 長
 土木・建設事務所 管理課長
 公営企業局 総務課長 殿

オンライン専用 行政管理講座

一般社団法人 日本経営協会

中部本部長 宮津 和義

<中部本部主催>NOMA 行政管理講座(オンライン専用)のご案内

[令和5年7月27日(木)~28日(金)開催]

官民境界確定の実務

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

境界確定業務は、専門知識と経験が必要であり、特に、資料の収集と分析、解析に専門的な知識と高度な能力が求められます。しかし、わが国の現行法上は、境界を確定する基準や方法を規定したものはございません。そこで、これまで積み上げられてきた裁判例をもとにするなどして、境界を検証することになります。

今回は官公有地と民有地との境界の確定方法や確認手続、実務上の諸問題につきまして、弁護士・秋保賢一氏と、土地家屋調査士・江口滋氏より、豊富な事例を中心に解説する標記講座を開催いたします。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬具

記

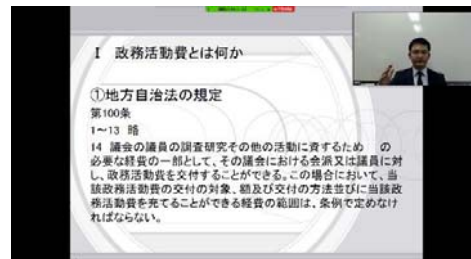
日 時：令和5年7月27日（木）10:00~16:00
 28日（金）13:00~17:00

開催形式：オンライン受講専用（配信ツール：Zoom ミーティング）

講 師：土地家屋調査士 江口 滋 氏
 弁護士 秋保 賢一 氏

参加料(負担金 1名につき)

	負担金	消費税等	合 計
NOMA会員	31,000 円	3,100 円	34,100 円
一 般	34,000 円	3,400 円	37,400 円



受講画面イメージ

お申込の流れ：①本会 HP の各セミナー詳細画面からお申込みください。折返し請求書・参加券をお送りします。（裏面の申込欄をご記入の上、FAXでのお申し込みも可能です）

②開講の3営業日前までを目途に、「受講用 URL」を登録いただいたメールアドレスへ送信します。テキストは製本版を発送いたします。

③Zoom ミーティングの視聴環境をご用意いただき、開始時刻までにご入場ください。マイク・カメラのご用意は不要(任意)です。

諸 注 意：上記参加料は1名分です。1名分のお申込みに対して複数名での視聴は固くお断りいたします。録音・録画・資料複製につきましても、著作権保護のためお断りいたします。

当日受講用 URL に入場されなかった場合、及び貴庁の通信不具合等による視聴遅滞・中断の場合も、返金できかねます。恐れ入りますがあらかじめご了承ください。

領収書は振込金受領書をもって代えさせていただきます。

参加者が少数の場合、天災等においては、中止・延期とさせていただきます。

キャンセル：キャンセルされる場合は下記へご連絡ください。

開講日の5営業日前から、または受講用 URL 発行後やテキスト到着後は、参加料の100%を申し受けます。

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 メールアドレス chubu-kkg@noma.or.jp

※お問合せは、平日の9:15~17:15 にお願ひいたします

以上

◆講義項目◆

1日目 10:00~16:00

境界の考え方、確定手法について

1. 境界の考え方(基本)
 - (1)境界とは
 - (2)境界の種類
2. 近代的土地制度(境界)の成り立ち
 - (1)明治の地租改正事業
 - (2)土地台帳のこと
 - (3)表示登記制度
3. 官民境界確認(確定)業務の実務
 - (1)官公署による境界確定協議の意味
 - (2)道水路内民有地の考え方(事例)
 - (3)官民境界確認業務の考え方と立会(事例)
4. 境界の確定手法について
 - (1)境界の確定要素
 - (2)実務における境界(筆界)確定の事例
5. 境界確定の考え方(ポイント)
 - (1)筆界探求(認識)の視点の推移
 - (2)視点の推移の分析
6. 境界のメカニズム(意識化させる作業)と解決方法
 - (1)相違する境界
 - (2)境界線相違の大別
 - (3)原因と帰結方法の選択肢

2日目 13:00~17:00

官民境界確定協議の法的諸問題

1. 官民境界確定協議とは何か
 - (1)国有財産法上の官民境界確定協議
 - (2)上記以外の官民境界確定協議
2. 官民境界確定協議の法的性質
 - (1)行政処分説
 - (2)契約説
 - (3)公法上の公約説
3. 官民境界確定協議における筆界と所有権界
 - (1)筆界とは
 - (2)所有権界とは
 - (3)官民境界確定協議で合意するのは所有権界
4. 官民境界確定協議の諸問題
 - (1)官民境界確定協議の当事者
(民有地側は誰が立ち会うべきか?)
 - (2)申請地の隣接地及び対側地所有者の立会
 - (3)民有地側の立会人が代理人の場合の留意点
 - (4)官民境界確定協議のやり直しはできるか
 - (5)官民境界確定協議の効力は第三者に及ぶか
 - (6)官民境界確定協議と境界確定訴訟
(官民境界確定協議が成立している場合の境界確定訴訟に与える影響)
 - (7)手続及び書式上の諸問題
(公物管理条例, 境界確認書等の書式等)
5. 道路内民有地について

【講師紹介】土地家屋調査士 江口 滋 氏

平成元年 土地家屋調査士登録(愛知県土地家屋調査士会所属)
 平成9年 愛知県土地家屋調査士会筆界鑑定・管理委員会委員長
 平成14年 あいち境界問題相談センター運営委員会委員長
 平成17年 愛知県土地家屋調査士会副会長
 現在 愛知県土地家屋調査士会研究所 所長
 名古屋法務局筆界調査委員

【講師紹介】弁護士 秋保 賢一 氏

昭和28年 東京都生まれ
 昭和58年 東京地方検察庁検事
 昭和61年 名古屋法務局訟務部付検事
 平成2年 弁護士登録(岐阜県弁護士会所属)
 現在 岐阜県土地家屋調査士会顧問
 岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会顧問

■受信環境について ※Zoomを利用します

必要備品は **パソコン** もしくは **タブレット** のみです (視認性等の理由からパソコンのご利用を推奨しております)

受講者は **カメラ・マイク不要** (任意) です

・**配信専用スタジオから講師がライブ配信する講座です。受講者も全員オンライン参加となります。**

(受講者が着席している研修会場の様子を中継する形式ではございません)

・**ご質問についても、講師とリアルタイムで直接応答いただくことが可能です。**

オンライン専用講座に関するお問い合わせ・ご要望は、NOMA 中部本部 企画研修グループへ是非お寄せください

日本経営協会・中部本部 行 (FAX 申込の場合はこの面をそのまま送信してください)

FAX(052)952-7418

R5.7/27~28

60020328 「官民境界確定の実務」 オンライン専用講座・参加申込書

年 月 日

団体名	Tel () -	ご連絡担当者 (参加者と同じ場合は記入不要)	通信欄
	Fax () -	所属・役職名	
住所 〒		氏名	
参加者氏名	所属・役職		
参加者メールアドレス (可能であればグループアドレスではなく、個人アドレスのご記入をお願いします)			

※請求書に関するご要望がありましたら通信欄に記入ください(例:発行日…○月○日/支払期限○月○日希望 等) 請求宛先についてご教示ください。(□団体名と同じ □その他: 宛)

・2名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。

・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右□をチェックしてください。 □

③